

令和８年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：商務・サービスグループ生物化学産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したポリエチレン（以下「バイオポリエチレン」という。）									
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和８年３月３１日に適用期限が到来するバイオポリエチレンについて、関税無税化を延長。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
3901.10		比重が 0.94 未満の ポリエチレン							6.5%		
		１ 塊（不規則な形の ものに限る。）、粉（モ ールディングパウダ ーを含む。）、粒、フレ ークその他これらに 類する形状のもの	22.40 円／kg			22.40 円／kg					
	021	－ 直鎖状低密度ポ リエチレン									
		－ ー バイオマス（動 植物に由来する有機 物（原油、石油ガス、 可燃性天然ガス及び 石炭並びにこれらか ら製造される製品を 除く。）をいう。）から 製造したものである 旨が政令で定めると ころにより証明され たもの（以下この項 において「バイオポ リエチレン」とい う。）		無税			無税				
	029	－ ー その他のもの									

		－ その他のもの									
	061	－ － バイオポリエチレン		無税			無税				
	069	－ － その他のもの									
		2 その他のもの	4.1%			4.1%			2.8%		
	091	－ バイオポリエチレン		無税			無税				
	099	－ その他のもの									
3901.20		比重が 0.94 以上のポリエチレン	22.40 円/kg			22.40 円/kg			6.5%		
		－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの									
	011	－ － バイオポリエチレン		無税			無税				
	019	－ － その他のもの									
		－ その他のもの									
	091	－ － バイオポリエチレン		無税			無税				
	099	－ － その他のもの									
3901.40		比重が 0.94 未満のエチレン-アルファオレフィン共重合体	4.1%			4.1%			2.8%		
		－ 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダー									

		ーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの									
	011	ー バイオポリエチレン		無税			無税				
	019	ー その他のもの									
		ー その他のもの									
	091	ー バイオポリエチレン		無税			無税				
	099	ー その他のもの									
3901.90		その他のもの	4.1%			4.1%			2.8%		
		ー 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの									
	011	ー バイオポリエチレン		無税			無税				
	019	ー その他のもの									
		ー その他のもの									
	091	ー バイオポリエチレン		無税			無税				
	099	ー その他のもの									
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで									
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 バイオマスプラスチックとは、植物等の再生可能な有機資源であるバイオマ									
										686 万円	0 万円

スを原料とするプラスチックのことを指し、代表的なものがバイオポリエチレンである。バイオポリエチレンの生産及び処分による CO2 排出量は、石油由来のポリエチレンの CO2 排出量よりも約 70%少ないという試算がある通り、CO2 排出量削減に有効な手段として、世界で広く使用されている。

地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガス排出量の削減策が求められる中、我が国としては、地球温暖化対策推進本部で決定した令和 12 年度の温室効果ガス削減目標「約束草案」（平成 27 年 7 月）、及び COP21 におけるパリ協定の採択（平成 27 年 12 月）を受けて「地球温暖化対策計画」を策定し、平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。ここで、我が国は令和 12 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で約 26%（CO2 約 3.7 億 t）削減する方針を示した。

本計画及び第四次循環型形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）において、削減すべき CO2 約 3.7 億 t の内、約 200 万 t の CO2 排出量を廃棄物関連で削減し、その具体的施策として、バイオマスプラスチックを同量程度導入する事を目標として掲げた。引き続き、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）、第五次循環型形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）において、同目標を掲げており、バイオマスプラスチック類の普及を促進しているところである。

また、バイオマスプラスチックの導入促進を高めるため、令和元年 12 月 27 日に改正された容器包装リサイクル法関係省令においては、小売店におけるプラスチック製買物袋の有料化が定められているところ、バイオマスプラスチックの配合率 25%以上の買物袋は有料化の対象外とされた。

更に、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 3 年 2 月 19 日閣議決定）では、国等が重点的に調達を推進する特定調達品目のうち、小売業務やごみ袋等の品目において、「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること」が判断の基準として設定された。引き続き、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）においても、「バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の 25%以上使用されていること」が判断の基準として設定されているところである。

我が国では、令和 5 年度に約 880 万トンものプラスチックを生産しており、その内、汎用プラスチック（ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリスチレン・塩化ビニルの 4 種類）が全体の約 75%を占めている。さらに汎用プラスチックのうち、ポリエチレンが最も多く約 204 万トンと全体の約 23.2%を占めており、レジ袋・ゴミ袋等の生活資材に多く使用されている。

現在、汎用プラスチックの内、バイオポリエチレンは、原材料であるバイオエタノール（サトウキビ由来）の確保が可能なブラジルでのみ商業ベースで製造されており、我が国は全量を輸入に頼っている。

今後も更に幅広い業界や用途にバイオマスプラスチックが普及すると考えられるため、バイオポリエチレンの需要も増える見込み。

	(2) 輸入状況等 令和 6 年度：約 167 億円（約 44,000 トン） 令和 5 年度：約 124 億円（約 35,000 トン） 令和 4 年度：約 130 億円（約 37,000 トン） ※輸入相手国はブラジルのみ (3) 国際市況等 ※当該品目の国際的な流通価格について記載（直近 3 年分の各年における平均価格を想定）。 令和 4 年 ：約 35 万円/トン 令和 5 年 ：約 35 万円/トン 令和 6 年 ：約 38 万円/トン (4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態 特になし。 ② 問題点 我が国は、代表的なバイオマスプラスチックであるバイオポリエチレンの原材料となるバイオエタノール（サトウキビ・トウモロコシ由来）の多量かつ安定的な確保が困難であり、バイオエタノールからバイオポリエチレンを製造するための設備投資やその工程のコストが高い為、我が国におけるバイオポリエチレンの商業生産は未だなく、現状は全量をブラジルからの輸入に頼っている。 バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のポリエチレンの輸入価格より約 2.5 から 2.7 倍程度高く、これは業界関係者、特にプラスチック加工業者の負担となり、バイオポリエチレンの普及の障壁となっている。
改正の必要性和 目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 本改正を行うことで、バイオポリエチレンの市場価格を低減させ、国内におけるバイオポリエチレンを原料としたバイオマスプラスチックの流通促進が進むことで、政府が掲げる令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入目標を達成すること。 ② 改正の方向性 先述のとおり、令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、令和元年度の我が国におけるバイオマスプラスチックの出荷量は僅か約 4.7 万トン（日本バイオプラスチック協会推定値）と限定的である。その為、同目標の達成には我が国のプラスチック使用量の大部分を占める汎用プラスチックを石油由来のプラスチックからバイオマスプラスチックへ代替を促進する必要がある。またその内、現時点でバイオマスを原料とした製造が実現しているプラスチックは、ブラジルで製造されているバイオポリエチレンだけである。 バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のプラスチックの輸入価格より約

	2.5 から 2.7 倍程度高く、普及の障壁となっている。更に、かつてはブラジルから輸入されるバイオポリエチレンには特惠税率が適用されていたが、平成 31 年 4 月 1 日にブラジルが特惠関税適用国から卒業した為、平成 30 年度の要望により、平成 31 年度（令和元年）以降は暫定税率（無税）の措置を講じている。 本措置を延長しない場合は、基本税率もしくは W T O 譲許税率が適用されることになるため、バイオポリエチレンの輸入価格は更に高くなり、その導入が阻害されるとともに消費者の購入が進まない事が想定される。 なお、現在、バイオマスプラスチックの国内生産を実現するために必要な技術については、経済産業省の「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」など、技術開発に寄与する施策も講じてきているところ。今後、バイオポリエチレンについても国産化の可能性があり、将来的には基本税率もしくは W T O 譲許税率を適用することも選択肢となるため、本要望は暫定的に 1 年間無税化することが適切と考えている。 ③ 改正目的達成予定時期 令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を着実に達成する。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 我が国におけるバイオポリエチレンの商業生産は未だないため、本改正による当該産業への影響はない。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 バイオポリエチレンを原料とした関連製品の市場価格が低減するため、消費者負担を低減することができる。 (3) その他の効果・影響 特になし。 ② 改正の妥当性 上記も考慮し、令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックを導入するという日本政府の目標達成に向けては、現時点において、商業ベースでバイオマス由来の製造が実現しているバイオポリエチレンを引き続き普及促進していくためにも、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続する必要である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和 5 年度政策評価の達成すべき目標として、以下のとおり掲げている。（令和 5 年度政策評価「政策テーマ 6. ②脱炭素成長型経済構造への円滑な移行（G X）の推進」経済産業省の政策体系の施策に係る評価書より関連部分抜粋） 目標 1：2032 年度までの 10 年間で 150 兆円超の官民 G X 投資を実現する。

目標 2 : 2030 年度の温室効果ガス 46%削減に向けた取組や、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた取組を推進する。

② 当該政策評価の結果と改正の関係

バイオポリエチレンの生産及び処分による CO2 排出量は、石油由来のポリエチレンの CO2 排出量よりも約 70%少ないという試算があるとおり、バイオポリエチレンの普及促進は CO2 排出量削減に寄与できる。

したがって、政策目標を達成するためには、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続することが効果的・効率的な手段であると考えられる。

③ 政府方針と改正の関係

地球温暖化対策計画や第四次循環型形成推進基本計画、環境物品等の調達の推進に関する基本方針のほか、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源戦略小委員会において令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略（消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）」を策定。

それを受けて、バイオプラスチックの導入に向け、用途や素材等がきめ細かく示された、バイオプラスチック導入ロードマップ（令和 3 年 1 月 環境省、経済産業省、農林水産省、文部科学省）を策定。

現在、バイオプラスチックだけでなく、素材、食品、繊維、エネルギーなど、あらゆる分野の製品がバイオテクノロジーにより生産される時代となりつつある。こうした中で、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、バイオは先端科学技術の推進において社会課題解決の原動力の 1 つに位置付けられており、また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、バイオ産業は経済安全保障等の投資の強化の 1 つに位置付けられている。

令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、平成 31 年度（令和元年度）の我が国におけるバイオプラスチックの出荷量は僅か約 4.7 万トン（日本バイオプラスチック協会推定値）と限定的である。その為、同目標の達成には、令和 7 年 7 月現在において、商業ベースでバイオマス由来の製造が実現しているバイオポリエチレンの普及促進のため、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続する必要がある。

④ 関連措置

石油由来の代替となりうるバイオマスプラスチックの国内生産の実現に向けて、化学合成よりも低コストで効率的に生産することのできる微生物によるものづくりのための技術基盤の構築を行う「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業」を経済産業省により平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間実施。また、令和元年度より、「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品技術の開発事業」を実施しており、化石資源に依存しないバイオマスからの物質生産の技術開発に取り組んでいる。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 31 年度（令和元年度）から令和 7 年度まで 7 年間暫定的に無税化
措置による効果	【定量面】 令和 6 年度のバイオポリエチレンの輸入量は対前年度比約 126%と増加している。 【定性面】 バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来ポリエチレンの輸入価格より約 2.5 から 2.7 倍程度高い為、この価格差がバイオポリエチレン普及の障壁となっている。 また、平成 31 年 4 月 1 日よりバイオポリエチレンの輸入元であるブラジルが特恵関税適用国から卒業することにより、基本税率もしくはWTO譲許税率が適用され、バイオポリエチレンと石油由来のポリエチレンの価格差が更に広がり、バイオポリエチレンの普及速度が鈍化、もしくは減少することが懸念されていた。